

MALAYSIA

アジアビジネス法ガイド マレーシア編 2024年版

アジアビジネス法ガイド **2024年版** マレーシア編



www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所

CONTENTS

I	マレーシアの基本情報	8
1	基礎情報	8
2	経済状況など	9
	(1) 近年の経済状況	9
	(2) プミプトラ政策（マレー系優遇政策）	9
	(3) マレーシアの法律	10
	(4) マレーシアの企業情報	10
II	マレーシアへの進出	12
1	進出形態	12
2	現地法人の種類	12
3	支店・駐在員事務所等の設置	13
4	外資規制	13
	(1) 製造業	13
	(2) サービス業	14
	(3) その他の業種	15
5	投資優遇措置	15
III	株式有限責任会社の設立・運営等	17
1	設立	17
	(1) 新規設立とシェルフ・カンパニーの買収	17
	(2) 新規設立手続	17
	(3) 株主数	18
	(4) 公開会社と非公開会社の別	18
2	定款	19
3	資本金と株式	19
	(1) 最低資本金	19
	(2) 株式の譲渡	20

4	機関	20
	(1) 株主総会	20
	(2) 取締役・取締役会	22
	(3) 書記役（Secretary）	23
	(4) 会計監査人（Auditor）	23
5	配当	24
6	少数株主の保護	24
	(1) 抑圧的行為に対する訴訟	24
	(2) 強制清算	24
	(3) 代表訴訟	25

IV	不動産	26
1	不動産に関する法制度	26
2	登記制度	26
3	不動産の取得・保有	26
4	賃貸借等	27
5	外国人による不動産の保有等	27
	(1) EPUの承認を得て取得できる不動産	27
	(2) EPUの承認は不要であるが監督に服する不動産	28
	(3) 取得を禁止されている不動産	28
	(4) 州当局の承認	28

V	知的財産権	29
1	特許権・実用新案権	29
	(1) 登録	29
	(2) 存続期間	30
2	商標権	30
	(1) 登録	30
	(2) 存続期間	30
3	著作権	30
	(1) 登録	31

(2) 存続期間	31
----------	----

VI ファイナンス 32

1 証券発行	32
(1) 概要	32
(2) 会社が発行できる株式の種類及び手続	32
(3) 証券取引規制	33
(4) 規制当局	34
(5) イスラム金融	35
(6) 証券発行に関する為替管理制度上の規制	36
2 借入れ	37
(1) 概要	37
(2) 借入れに関する為替管理制度上の規制	39

VII M & A 42

1 公開買付け	42
(1) 義務的公開買付け・任意公開買付け	42
(2) スクイーズアウト	43
2 スキーム・オブ・アレンジメント	43
3 事業譲渡	44
4 選択的減資	44
5 株式譲渡（非上場会社）	45

VIII 人事・労務 46

1 雇用にあたって必要となる手続	46
2 労働時間についての規制	46
3 最低賃金についての規制	47
4 雇用の終了・解雇規制	47
(1) 雇用の終了の通知	47
(2) 解雇手当	47

(3) 解雇規制	47
5 労働組合	48
6 外国人駐在員の雇用規制	49

IX 汚職防止規制 50

1 MACC法の適用範囲	50
(1) 一般的な禁止事項	50
(2) 追加的な禁止事項	51
(3) 未遂、幫助等の禁止	51
(4) 例外規定	52
2 MACC法に基づく法人責任	52
(1) 法人責任規定	52
(2) 法人責任に対する抗弁	53
3 違反の結果	53
(1) 個人の場合	53
(2) 法人の場合	53

X 個人情報保護法制 55

1 個人情報保護法の適用範囲	55
2 7つの原則	55
(1) 一般原則	55
(2) 通知及び選択の原則	56
(3) 開示の原則	56
(4) 保護の原則	56
(5) 保持の原則	56
(6) 情報の正確性の原則	56
(7) アクセスの原則	57
3 法改正の動向	57
(1) 情報保護責任者の選任義務	57
(2) 違反通知義務	57
(3) 国外移転時の移転先	57

(4) データポータビリティ 58

(5) 情報取扱義務 58

XI 紛争解決 59

1 仲裁手続 59

2 マレーシアの裁判所 60

3 マレーシア国外の裁判所 60

XII 為替管理 61

1 資本取引規制 61

2 非居住者によるマレーシアへの投資 61

3 資金の返還 62

4 居住者による外貨資産を用いた投資 62

5 非居住者による MYR 通貨建て借入れ及び居住者による
外貨建て借入れ 62

6 保証 63

XIII 倒産 64

1 スキーム・オブ・アレンジメント 64

2 保全管理 (receivership) 64

3 裁判所による強制清算 65

4 会社更生手続 (judicial management) 65

5 会社任意和議手続 (corporate voluntary arrangement) 65

XIV 清算 66

1 任意清算 66

2 裁判所による強制清算 66

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

2024年7月現在、当事務所は、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。また、東京オフィス内には、日本企業によるアジア地域への進出や業務展開を支援する「アジアプラクティスグループ（APG）」及び「中国プラクティスグループ（CPG）」が組織されています。当事務所は、国内外の拠点で執務する弁護士が緊密な連携を図り、更に現地の有力な法律事務所との提携及び協力関係も活かして、特定の国・地域に限定されない総合的なリーガルサービスを提供しています。

(*提携事務所)

www.noandt.com

◆東京オフィス

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL: +81-3-6889-7000 FAX: +81-3-6889-8000

◆アジア地域の拠点

シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)
バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)
ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)
ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)
ジャカルタ (IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)
上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)

[連絡先]

長谷川 良和 yoshikazu_hasegawa@noandt.com (シンガポール・オフィス)
酒井 嘉彦 yoshihiko_sakai@noandt.com (シンガポール・オフィス)
Yuan Yao Lee yuan_yao_lee@noandt.com (シンガポール・オフィス)

本ガイドは各位のご参考のために一般的な情報を記載したものであり、法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関するものではありません。個別具体的事案に係る問題については、長島・大野・常松法律事務所の弁護士にご相談ください。

別段の記述のない限り、本ガイドの内容は2024年6月現在の情報です。

2011年12月 第1版第1刷発行
2024年9月 第13版発行

本ガイドは、Rahmat Lim & Partnersの協力を得て作成したものです。

Rahmat Lim & Partners

Suite 33.01 Level 33
The Gardens North Tower
Mid Valley City, Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur, Malaysia

T +603-2299-3888 F +603-2287-1278
E enquiries@rahmatlim.com
W www.rahmatlim.com

[連絡先]

Azman bin Othman Luk, Managing Partner azman.luk@rahmatlim.com
Chia Chee Hoong, Partner cheehoong.chia@rahmatlim.com

↓ 本ガイドのPDFデータをダウンロードできます
www.noandt.com/businesslawguides/

